

第二回

笠松町議会定例会開会

平成十八年第二回笠松町議会定例会が六月五日から十六日まで開かれ、次の案件が原案のとおり可決されました。

専決処分の承認について

・笠松町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴う所要の規定整備で非課税所得限度額の引下げ、住宅借入金等特別税額控除の創設などに伴う住民税の見直しのほか、固定資産税では住宅耐震改修に係る固定資産税の減額制度の創設に伴う固定資産税減額のための所要の規定整備をはじめ負担調整の見直し、町たばこ税では税率の引き上げなどを実施するもの。

・笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴う所要の規定整備で、介護納付金課税限度額の引き上げ（八万円 九万円）ほか、国民年金等の控除の見直しに伴う保険料負担が増加する被保険者に激変緩和措置を講ずるもの。

・笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当町消防団

員等に係る公務災害補償に関して同様の措置を講ずるもの。

人権擁護委員候補者の推せんについて

九月三十日に任期満了となる後藤 稔氏（北及一八三番地）および杉原貴子氏（中野二五六番地）を引き続き、齋藤好子氏の後任として、則竹 緑氏（東陽町三六番地の三）を委員候補者として推せんすることに同意されました。笠松町美しいまちづくり条例について

清潔で美しいまちづくりを目指すため、空き缶等の散乱、喫煙及び飼犬等のふん害ならびに雑草の繁茂の防止について実務指導、罰金等を規定するもの。

笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員において、休憩時間を廃止し、休憩時間を一本化する改正がされたことに伴い、町においても同様の規定整備を行うもの。
職員の勤務時間

八時三十分～十七時三十分

休憩時間

十二時～十三時

笠松町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

労働者災害補償保険制度との均衡を図るため、通勤の改定等のための国家公務員災害補償法および地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うもの。

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員災害補償法および労働者災害補償保険法において通勤災害の対象が拡大されたことに伴い、所要の規定整備を行うもの。

笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県福祉医療費制度の見直しに伴い、新たに父子家庭および精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級

または2級の者）を助成対象とする規定整備を行うもの。

笠松町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、一般廃棄物をあわせて処理できる産業廃棄物（あわせ産廃）と処理費用について所要の規定整備を行うもの。

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の応能応益割合の平準化を図るため税率の見直しおよび介護納付金の引上げなど所要の規定整備を行うもの。

笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立、施行されたことに伴い、所要の規定整備を行うもの。

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、当町非常勤消防団員の退職報償金を引き上げすべく、所要の規定整備を行うもの。

障害者自立支援認定審査会の

共同設置規約に関する協議について

障害者自立支援法に基づく市町村審査会の設置に伴い、当町が羽島市、岐南町との審査会を共同設置することにより、所要の規定整備を行うもの。

・審査会の名称

羽島市・羽島郡2町障害者自立支援認定審査会

・審査会の執務場所

羽島市役所内

・審査会委員の構成、定員

障害者の実情に通じたものの中から障害保健福祉の学識経験を有するものであつて、中立かつ公正な立場で審査が行えるもので二十人以上

・審査会設置の時期

平成十八年七月一日

補正予算

平成十八年度一般会計

平成十八年度老人保健特別会計

平成十八年度国民健康保険特別会計

平成十八年度介護保険特別会計

平成十八年度下水道事業特別会計

各会計補正予算は、四月の人事異動に伴う人件費の補正が主な内容で、一般会計については、職員異動に伴う人件費三八、四三七千円の減額に